

○佐藤委員長 民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、松田たくや委員から欠席する旨の届出があります。

初めに、令和3年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、議案第2号、令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第4号、令和3年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について、議案第5号、令和3年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、議案第17号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、理事者から説明願います。

○稲田税務部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、税務部所管に係る事項について御説明申し上げます。

補正予算書の3ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正追加分の軽自動車税種別割納税通知書印字及び封入封かん業務委託料と、その下にございます市道民税納税通知書等作成及び封入封かん業務委託料でございます。これらはいずれも、令和4年度の当初課税に向け、軽自動車税種別割、または市・道民税に関する納税通知書の作成や封入、封緘等の業務を一括して委託するもので、業務委託の期間がそれぞれ令和4年2月または1月から翌年度にわたる契約となるため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしく御願申し上げます。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提案しております福祉保険部所管の補正予算について御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算でございますが、補正予算書の10ページを御覧ください。

3款1項2目障害者福祉費の障害福祉サービス等ICT活用推進費につきましては、国の補助金が追加で交付される見込みであることから、障害者支援施設等における介護ロボット等導入経費を助成するための補助金として440万2千円を補正します。財源は、国庫支出金が293万4千円、一般財源が146万8千円です。

次に、3目老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金につきましては、給与改定及び昇給抑制の一部回復措置に伴い、繰出金165万4千円を減額します。

次に、老人施設等措置費につきましては、養護老人ホームの入所者の増加により、措置費が不足する見込みであることから、扶助費532万3千円を補正します。財源は、負担金が1千313万8千円、一般財源がマイナス781万5千円です。

次に、低所得者介護保険料軽減負担金償還金につきましては、前年度に交付を受けた国庫負担金の精算に伴う償還金として13万円を補正します。財源は、全額が繰入金です。

次に、近文市民ふれあいセンター管理費につきましては、令和3年8月20日から9月30日までのまん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴う施設休館による減収に対する指定管理者への補償金として、678万3千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、5目国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出金及び6目後期高齢者医療費の後期

高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、いずれも給与改定及び昇給抑制の一部回復措置に伴い、繰出金261万5千円と50万円をそれぞれ減額します。

続きまして、議案第2号、令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の18ページ、下段の歳出を御覧ください。1款1項1目の管理事務費につきましては、給与改定及び昇給抑制の一部回復措置に伴い、261万5千円を減額します。

次に、債務負担行為でございます。21ページを御覧ください。国民健康保険料納入通知書等作成及び封入封かん業務委託料についてでございます。国民健康保険料の令和4年度賦課分の納入通知書等の作成と封入、封緘を一括して委託するため、令和4年1月までに契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定します。

続きまして、議案第4号、令和3年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の27ページを御覧ください。1款1項1目の管理事務費から3款3項2目の地域自立生活支援等事業費の7事業につきましては、いずれも給与改定及び昇給抑制の一部回復措置に伴うもので、合計217万7千円を減額します。

次に、28ページを御覧ください。6款1項3目の償還金につきましては、前年度に交付を受けた国庫負担金等の精算に伴う償還金として1億4千4万9千円を補正します。財源は、全額が基金繰入金です。

次に、3項1目の一般会計繰出金につきましては、前年度の一般会計繰入金の受入れ超過に伴う繰出金として15万9千円を補正します。財源は、全額が基金繰入金です。

最後に、議案第5号、令和3年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございます。補正予算書31ページ下段の歳出を御覧ください。1款1項1目の管理事務費につきましては、給与改定及び昇給抑制の一部回復措置に伴い、50万円を減額します。

以上、よろしくお願いたします。

**○中村子育て支援部長** 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項について御説明申し上げます。

補正予算書の10ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、児童手当支給費です。令和4年度から国の制度改正に基づき、児童手当の現況届を廃止することと、児童手当の特例給付に所得制限を設けることに伴うシステム改修に係る経費、それから、令和2年度中に受領いたしました児童手当国庫交付金の超過交付分、それから、道の児童手当道費負担金の超過交付分を返還するため、1千570万3千円を補正しようとするものです。財源は、国庫支出金が584万1千円、一般財源が986万2千円です。

次に、同じく3款2項1目の子育て世帯臨時特別給付金償還金です。令和2年度中に受領した子育て世帯への臨時特別給付金の超過交付分を国に返還しようとするもので、666万9千円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

次に、補正予算書の11ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の医療費給付費です。令和4年度から国の制度改正に伴い、医療意見書を小児慢性特定疾患データベースにオンライン登録することになったため、そのシステムの改修に係る経費として72万6千円を補正しようとするものです。財源は、国庫支出金36万3千円、一般財源36万3千円でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明を申し上げたいと思います。

補正予算書11ページにあります、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の新型コロナウイルス感染症対策費341万5千円でございます。本市では、本年8月に1千52人の感染者が確認されるなど、8月以降、市内で感染が急拡大したほか、クラスターの発生やスクリーニング検査が必要な施設、学校等での感染症の発生により、検査件数が増加しまして、本年第2回定例会の補正予算要求時点で想定をいたしておりました月1千500検体を上回る検査を行ったことから、検査試薬の購入などにおいて不足が生じる見込みとなりまして、このたび追加で補正をしようとするものでございます。

続きまして、その下にございます、発熱外来体制構築費1千452万円でございます。この事業は、令和4年1月以降も新型コロナウイルス感染症疑いを含む発熱者の大幅な減少が見込まれない状況にあることから、市民が安心して医療を受けられるよう、当面の間、1次医療機関における発熱外来体制を引き続き構築するため、医療機関に対する各種支援を行うものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

**○松本福祉保険部保険制度担当部長** 議案第17号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めようとするものでございます。その内容でございますが、産科医療補償制度における掛金の額が1万6千円から1万2千円に見直されることに伴い、出産育児一時金の額を40万4千円から40万8千円に引き上げ、加算後の支給総額を現行の42万円と同額にしようとするものでございます。施行日につきましては、政令の施行期日と同じく令和4年1月1日としております。

以上、よろしくお願ひいたします。

**○佐藤委員長** ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

**○佐藤委員長** それでは、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、報告事項についてを議題といたします。

初めに、メガセンタートライアル旭川店における旭川市情報コーナーの設置について、理事者から報告願ひます。

**○林市民生活部長** メガセンタートライアル旭川店における旭川市情報コーナーの設置について、御報告申し上げます。

本日は、概要が分かる資料を配付させていただいておりますので、こちらで御説明いたします。

大成ファミリープラザに関する連携協定に基づきまして、メガセンタートライアル旭川店の1階に旭川市情報コーナーを設置する運びとなりました。この情報コーナーは、本市の施策やイベント等に関する情報を発信することで、市民サービス向上を図ることを目的とし、ポスターやパンフレットを活用した情報発信、パネル展などの展示型イベントに加え、講座や意見交換の開催が可能なスペースといたしております。現在、12月の開業に合わせた情報コーナーの開設に向け、準備を

進めているところであります。

今後は、本市の様々な情報を発信するとともに、広く市民の皆様にも旭川市情報コーナーを利用していただけるよう周知を図ってまいります。

以上、よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○金澤福祉保険部長 (仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告申し上げます。

本日、お手元に意見提出手続に係る資料を配付しておりますが、資料3枚目に沿って御説明申し上げます。

初めに、1、条例制定の目的につきましては、本市を含めた社会全体の課題として、支援を必要とする高齢者などの社会的弱者のさらなる増加、少子化による労働力人口のさらなる低下などにより、社会全体の生産性の低下と、社会的弱者の支援体制の希薄化が懸念される状況であります。また、暮らしにくさや困り事を抱える市民や、複合的な課題、制度のはざまにある課題を抱える世帯など、支援とつながることが難しいケースや、社会的に孤立した世帯の増加に加え、町内会などの地域の福祉活動基盤の弱体化や担い手不足が深刻な問題になっております。こうした社会の状況に対応するためには、行政機関のみならず、様々な組織や属性の枠を超えて協力、連携する体制を整える必要性が高まってきていると考えております。そのため、福祉的支援を必要とする市民をはじめ、全ての市民が経済活動、市民活動、趣味の活動などの様々な活動を通じて、世代や分野を超えてつながることで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持ち、安心して充実した幸せな人生を送ることができる社会の実現に寄与することを目的に、現在、本条例の策定作業を進めているところでございます。

次に、2の条例の概要につきましては、施策の推進に関する基本理念、市、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業所、市民の役割、施策の基本となる事項を定めるものでございます。

条例骨子案の検討に当たりましては、庁内における議論のほか、福祉分野の関係団体、まちづくり団体、有識者や公募参加者などで構成する懇話会においていただいた御意見等を参考に、作業を進めてきたところであり、このたび、条例の骨子案が固まりましたことから、旭川市市民参加推進条例に基づき、意見提出手続を実施するものでございます。

意見提出手続の実施期間は、今月26日から12月27日までの約1か月間としており、市民の皆様から条例案に対する御意見を募集して、いただいた御意見を条例策定作業の参考にさせていただきます。また、意見提出手続の結果につきましては、1月に開催予定の民生常任委員会で御報告させていただくとともに、公表を行い、令和4年第1回定例会に条例案を提出したいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者については、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症の発生状況について及び新型コロナワクチンの接種について、理事者から報告願います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 新型コロナウイルス感染症の本市での発生状況につきまして、御説明を申し上げたいと思います。本日も資料を提出させていただいておりますので、その資料に基づきまして御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、資料1ページ目の一番上のグラフになりますけれども、初発以降の発生状況であります。現在は、このグラフの一番右側の小さな山の部分でございます。現在の感染状況につきましては、第5波の収束後に市内からウイルスが完全に消え切らなかったという状況で、火種が残っている中で、市内中心部の飲食店のほうにその火種から飛び火をして、そこから市内のあちらこちらのほうにさらに飛び火をしているというような状況で、感染者が出ている状況になってございます。

1ページ目、真ん中のグラフになりますが、人口10万人当たりの1週間の感染者数になります。一昨日の11月23日時点におきましては約12名ということで、いわゆるまん延防止等重点措置相当であります15名よりは下回っておりますが、日によっては、この15名を超えたり下回ったりというような状況で、現在、15名前後で推移をしているという状況でございます。

1ページ目、下のグラフになります。本年10月22日以降の感染者のうち、このグラフの中の白い部分が市内中心部の飲食店に関わりのある感染者、そして、黒い部分につきましては、それ以外というような形になっております。このグラフを見ていただいても分かるとおおり、現在まで、市内中心部の飲食店、従業員、またはお客様ということになるかと思っておりますけれども、そういった方々の感染がまだ続いているというような状況になってございます。2ページ目、上の円グラフになります。1ページ目、下の棒グラフを円グラフに変えるところということになります。本年10月22日以降の感染者の発生割合ということで、全体の約3割が市内中心部の飲食店での発生ということになっておりました、さんろく街を中心とした繁華街での発生者が非常に多い状況になってございます。

次に、2ページ目の真ん中の表になります。ワクチンの接種状況を数字で表したのが真ん中の表になります。その下の円グラフを見ていただきたいんですが、感染者のうち、ワクチンを2回接種し、さらに終了後2週間を経過している者がワクチン接種者、それ以外を未接種者というふうに分けておりますが、ワクチン未接種者が10月1日以降の感染者の中で78.4%と、約8割の方がワクチンを2回接種されずに感染されているというような状況になっております。これは裏を返しますと、ワクチンを接種していない方は、やはり感染のリスクが非常に高いということになるわけでありまして、現在は全体の75%から80%ぐらいはもうワクチンを2回接種しているわけですが、残り20%ないしは25%のワクチン未接種者の方々にこのように感染が確認されているという状況でありますので、ワクチン接種が非常に重要なものというふうに認識をさせていただきます。

続きまして、3ページ目になります。さんろく街でのクラスターの発生状況ということで、この

間、飲食店では5つのクラスターが発生しておりますが、そのうち4つがさんろく街での発生という形になってございます。市内全体で申し上げますと、感染者が何らかの形で発生している飲食店は54店舗、そのうち中心部につきましては46店舗ということで、やはり中心部の割合が非常に高いというような状況になってございます。

そのことを受けまして、続いてA4横版の資料に基づいて御説明を申し上げますが、さんろく街を中心とします市内中心部の繁華街におきまして感染者が多数発生していることを受けまして、保健所といたしましては、さんろく街・新型コロナまん延対策プロジェクト事業ということで、3つの柱を設けまして、これまで対策をしてきているところでございます。その3つというのが、一つは啓発、一つは感染者の探知、さらにはワクチンへの誘導と、この3つの柱での対策を行うべくプロジェクト事業を行っているところでございます。具体的には、啓発事業においては、市長自らによるさんろく街での啓発事業やメッセージ動画の配信、さらには、さんろく街の各店舗への啓発事業や、国立感染症研究所の専門家によります飲食店への直接の感染対策指導、あるいはビルのオーナーとのミーティングということで、ビル単位での感染対策などについてこれまで行っているところでございます。また、陽性者の探知事業といたしましては、さんろくの臨時検体採取所を設けまして、これまでPCR検査を無料で実施してきているところでございます。さらには、その臨時検体採取所において、ワクチン接種の予約を受け付けるというようなことでありますとか、それに合わせて夜間の臨時集団接種会場の設置なども行ってまいりました。

しかしながら、これらの事業を行っていてもまだ感染が収まらないという状況がございましたので、まず一つは、さんろく街飲食店向けということで、資料の中の白抜きになっております事業、これらを追加して実施をしてきているところでございます。啓発につきましては、様々な媒体を活用して感染対策、あるいはワクチン接種等の啓発を行っているところでもありますし、先ほど申し上げました陽性者探知の分野では、さんろくの臨時検体採取所の設置が当初は11月20日までだったわけではありますが、11月22日から30日まで延長して、無料のPCR検査などを行っております。さらには、利用者はお客様ということになりますので、市民に向けました啓発も併せて行うということで、この資料の右側にあります市民向けの事業も各種行っているところでございます。

また、この間、国及び北海道との連携ということで、先ほど申し上げました国立感染症研究所の専門家によります指導や分析などを行っておりますし、北海道からも医療参事や保健師などに介入していただいて、支援をいただいているところでございます。さらには、北海道立衛生研究所によりますゲノム解析も継続し、随時行っているということで、これらをもって何とか現状、封じ込めを行おうとしている状況にございます。

そういった中で、さんろくの臨時検体採取所の利用状況について御説明を申し上げたいと思います。3ページ目、下のグラフになります。11月8日に開設しまして、11月23日までの利用状況でございます。11月14日と21日はいずれも日曜日で、さんろく街のお店はおおむねやっておりませんので、この日はお休みをさせていただいております。月曜日から土曜日までの週6日体制で行っているところであります。第1週よりも第2週の実検者が多くなっているというような状況がありましたものですから、このたび10日間延長することを決めたところでございます。なお、11月23日までの合計の実検者につきましては238名、そのうち探知した陽性者が5名と

ということになります。何らかの症状を持っている方につきましては、当然、通常医療機関のほうを受診されるわけでありますが、こういった臨時検体採取所に来られる方は症状を持っていらっしゃる方ということになります。そういった中で5名の陽性者を探知しているということで、これによりまして、店舗内での感染拡大を防ぐことができたかもしれないということで、こういった事業をやった効果として一つ挙げられるのではないかというふうに思っております。

今月8日から1週間、国立感染症研究所の専門家の方に保健所に入らせていただきまして、先ほど申し上げたようなさんろく街での直接の飲食店への感染対策指導でありますとか、ビルオーナーに向けての説明会などを開催してまいりましたけれども、現在は感染研のほうに戻っておりますが、引き続き、本市のほうから感染状況を伝えた上で、随時、アドバイスをいただいておりますし、ウェブ会議等を通じまして指導、指南をいただいているところでもございます。また、北海道立衛生研究所の話になりますけれども、ゲノム解析を実施していただいております。特に、第5波の収束後に旭川からなぜこのようにウイルスが消え切らなかったかというような分析なども行っていただいているところございまして、今後についても道衛研の協力をいただきながら、今、旭川がどの立ち位置にあるのかということをしっかり見詰めながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、現状の発生状況についての御報告を申し上げます。

**○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監** 新型コロナワクチン接種について、2つ御報告申し上げます。

まず1つ目は、ワクチンの接種状況についてであります。お手元の新型コロナワクチン接種の状況についてを御覧ください。この中の、うち12歳以上の欄になりますが、接種対象となる12歳以上の人口に対する1回目の接種率は84.4%、2回目の接種を終了された方が80.7%となっております。年齢別については、10代から30代までは感染しても症状が軽いということや副反応が出やすいということから、当初50%から60%と私どもは想定しておりましたが、今はそれを上回っております。ただ、現在の状況を踏まえまして、まん延防止対策緊急パッケージ事業に基づきまして、接種の促進について様々な取組を進めてまいります。

2つ目ですけれども、3回目の接種についてであります。次の資料を御覧ください。新型コロナワクチン3回目追加接種の概要の資料ですが、接種対象は、現在のところ、2回目接種完了から8か月以上経過した18歳以上となっており、対象となる方に順次接種券をお送りしていく予定です。接種期間は、12月1日に医療従事者から始める予定であり、旭川赤十字病院が12月1日から接種を始めると伺っておりますので、順次、各医療機関で準備が整い次第、接種が進んでいく予定です。接種体制については、半分から下の表に接種の種類とその概要などのおり示しておりますが、ここに示しておりますのは、基本的に1回目、2回目の接種と同じ方法を想定しております。接種された方々にとりましては、今までの1回目、2回目の接種をイメージされていると思いますので、3回目で余り大きく変更しますと戸惑われる方もいるということをご考慮しまして、基本的な方法は維持しつつも、改善すべきところ、課題が分かったところは見直した上で円滑に接種できるように準備を進めてまいります。

今後は、1回目、2回目の接種も継続して受け付けながら、3回目の接種も併せて進めてまいります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

○小松委員 今、報告いただいたことに関して、何点か質問をさせていただきます。

まず、浅利部長の所管になると思うんですが、第5波が全道的にも全国的にも収束傾向という状況になって、旭川市内の感染者数もその当時から見るとかなり減少しているという状況かと思えます。しかし一方、市内の日々の感染者数は、全道の各都市との比較、全国の都市と比較しても、濃淡はありますけども少ないほうではない、多いほうに属しているということだと思えます。そういう点では、ある意味、旭川が突出している状況がこの間見られているのかなというふうな受け止めであります。

なぜ、こうした事態になっているのかということについて、部長の認識をお伺ひしたいと思えます。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まずは、今年の4月以降6月中旬ぐらいまで続いた第4波のときには、6月下旬から7月にかけて2週間ほど発生がゼロということが続きました。これは、市内からウイルスがおおむね消えたというような状況であったかと思えます。その後は、残念ながら人流もありまして、ウイルスの持込みがあって、第5波につながってしまったという状況であり、今、火柱は大きくありませんが、小さく燃えているというふうに言ってよいかと思えます。

今回、国立感染研の専門家の方々に入ってきていただき、同時に道衛研のほうにゲノム解析をお願ひして、最終的に解析の結果が出た中では、いわゆる第5波が収束した後に、10月上旬にクラスターが1つ旭川で発生しております。これはフィットネスクラブのクラスターだったわけですが、このゲノム解析と、現状のさんろく街で出ているものの解析、この2つの検体の解析を行ったところ、近似しているという結果が出たと。つまり、フィットネスクラブの利用者が、何らかの形でさんろくのほうに飛び火をさせてしまったというような現状が見えてまいりました。ゲノム解析は非常にすばらしいというか、誰からもらったのかということすらも分かってしまうぐらい非常に高度な情報がありまして、そういったことから、近似しているということを見れば、フィットネスクラブから持ち込まれ、さんろく街で火が出たというような状況になっているものと認識しております。

特に、さんろく街、繁華街のお客様というのは、今回、感染が目立っているのは20代から40代の方々ということで、非常に働き盛りの方々、あるいは家庭をお持ちの方々ということになります。そういった意味では、自分の会社に持ち込んでしまったり、あるいは家庭のほうに持ち込んでしまったりということで、感染が、大きくではありませんが、収まらない状況にあるということで、そういった感染が目立っているという部分もございます。さらには、さんろく街、繁華街で働いている方で、ダブルワークをされている方も決して少なくないという状況です。本市は、高齢者福祉施設が非常に多いまちでありまして、そういった施設と飲食店を掛け持ちで従事されているという方がやはり少なくありません。そういった方々が感染をしてしまいますと、施設側のほうに入り込む一つの要因となってしまうということもありまして、今回、そんな事例も実際に出ているような状況であります。

感染研の先生からは、この事象はたまたま旭川で起こってしまったことではあるんですけども、



道内のほかのまちで起こることも当然あり得ると。それはなぜかということ、気候的な問題も、旭川と、例えば札幌あたりではそう変わりませんし、例えば、ビルの構造、飲食店の構造も当然変わりません。そういった意味では、今回たまたま旭川でそういう飛び火がありましたが、ほかの地域でいつ起こってもおかしくないということで、逆にそういうような事例を持ち帰りたいということもあって、感染研の介入があったということでございます。

いずれにいたしましても、現在の状況につきましては、日本全国が比較的落ち着いている中で、旭川が人口割にすれば非常に感染者が出ているというような状況は、我々としても懸念している状況でもありますが、ただ、発生者数が特に多いわけでもございません。昨日発表は1人、本日も5名以下というふうになっておりますので、そういった意味では、十分、疫学調査に精いっぱい力を入れて、そういった源を見つけていく作業、それをしっかりやりながら、なるべくリンクなしというものではなくて、リンクを探して行って、そこで収めていくというようなことで今後対処してまいりたいというふうに考えてございます。

**○小松委員** ありがとうございます。よく分かりました。

もう一点、いただいた資料について質問させていただきます。3ページに、さんろく臨時検体採取所の利用状況が記載されております。検査した方が238名、陽性者が5名、割合にして2.1%の陽性率ということになっておりますが、この率というのは、高いのか、低いのか。どういふふうに見たらいいのか、ちょっと見解を伺います。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 現在の旭川市内の全行政検査に対する陽性者の発生の割合としては、おおむね2%ということになりますので、この数字が決して高いわけではなくて、市内と同じような動きの数字であるということになります。ただ、2%というそもそもの数字がどうなのかと申し上げますと、やはり、感染が一定限ある状態が2%以上ということになります。そういった意味では、この陽性率というのは非常に重要なものでありまして、医療機関もこの陽性率を見ながら、例えば、入院の制限をすとか、あるいは入院された方に対する面会、そういったものも例えば一部解除する、あるいは制限するというように、パーセンテージとしてはその2%というのがちょうどはざまという状況なので、決して感染状況がいい状況ではないということの表れということでもあります。ただ、さんろくの検体採取所の数字が突出して高いかどうかとなると、市内全域と変わらないという状況です。

**○小松委員** できるだけ感染者数を抑え込んでいくという対応が求められていると思うんですが、全国的にも、時期は別として、第6波は来ますよということが専門家等からも指摘をされています。恐らく来るでしょうと私も思うし、そう思っている方が大勢おられると思うんです。来るだろうということが相当可能性としては高いと言われている状況で、それにどのように備えていくのか。来るか、来ないか、よう分からんということではなくて、来る可能性が極めて高いと言われている状況で、備えをどのように取っていくのかということについてお聞きをいたします。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 市保健所としては、第6波は来るものだと認識をしております。したがって、それに対して準備をしていかなきゃならないということになるわけでありまして。

ワクチンの接種がかなり進んできていて、特に、先進国の中でも、日本人は非常に言うことを聞いていただいているというか、先に接種を始めた地域をもう既に追い抜かして、対象者のうち2回

接種を終えた方が80%を超えているような状況でございます。ただ、このワクチンがどれだけこの第6波をいい意味で邪魔してくれるかということについては、正直に言って、私は専門家でもございませんので、分からないところでありますが、何らかの形で第6波は来るであろうというふうに考えてございます。

さらには、昨年冬となると、第3波ということになるわけでありまして、第3波はやっぱり北海道から南下していったというようなこともあります。そういった意味では、今の状況が第6波にそのままつながっていかないかということも大きな懸念材料になっております。

いずれにしても、どんな波であろうと一つだけ言えることがありまして、何かといいますと、地域の医療提供体制、これをしっかり守ることになるかと思っております。入院すべき方には入院していただく、治療が必要な方には治療していただく、この体制をしっかりと提供していくということがまず重要だと思います。さらには、感染者のリスク管理という部分がやはり重要になってくるわけで、特に、死亡はもちろんのこと、重症化を極力避けるということが必要かと思っております。現在、8割、そして高齢者においてはもう9割以上の方がワクチンを接種しているということで、一定限ワクチン効果により重症化が避けられるという状況もございます。それに加えまして、抗体カクテル療法についても今、盛んに外来投与を行っております、こういった中でリスク管理、リスク低減を図っている状況でありますし、非常に効く薬でございますので、こういった薬を最大限活用して、今後もそういう対応をしていきたいというふうに思います。

また、何らかの事情で自宅待機される方、療養される方につきましては、やはりきちっとフォローを入れていくという必要がありますので、かかりつけ医による健康観察というものの体制、さらには、同居家族などでリスクがある方、あるいは一定限の適用のある方については、濃厚接触者においても、先ほどの抗体カクテル療法で使うロナプリーブの投与、こういったものもやっていくということで、実際、旭川ではもう既に、施設でのクラスターの際に濃厚接触者にロナプリーブを投与したという実績を持っております。こういった形で、少しでも感染を抑える、あるいは感染しても重症化を抑えるというようなことで対処していく必要があるかなというふうに思っております。

さらには、やはり施設や病院等でのクラスターというのが一番怖いわけでありまして、そういった部分では、各所管部局と連携を図る中で、施設クラスター等の抑制、あるいは陽性者の探知、こういったものを重点的に行う、そのためには、幅広い検査体制といったものが当然必要になると思っております。

今日、11月25日というのは、実は、昨年私が今の立場に異動してきてからちょうど1年になるわけでありまして、この間、3つの大きな波が旭川を襲ってきているというような状況で、その中で様々反省すべき点もございましたし、対応してきた経過というものがございますので、そういった部分を今後も生かしながら、最大限発生対応を行うということと、感染拡大を少しでも防ぐ努力をしてまいりますし、それによって市民の生命、あるいは健康というものをしっかりと守ってまいりたいというふうに考えてございます。

**○小松委員** 今、非常に有効な手法として抗体カクテル療法のことを言われたんですが、医療機関で今それを実施できているのは、市内で幾つありますか。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 抗体カクテル療法、ロナプリーブの投与につきましては、基本的にコロナ患者の受入れを行っている医療機関でなければ使用できないという

ことになっておりますので、5つの基幹病院でこの治療形態を取っております。中でも、市立旭川病院が一番多い状況にもありますし、入院をせずに外来で30分ほど点滴投与して様子を見て、その後お帰りいただくというような投与の仕方が今、主流となっております。

**○小松委員** 旭川市をはじめ、全国の自治体、保健所の皆さんを中心に頑張っているということだと思います。

最近起きている事態で一つ危惧されることが、ワクチン接種がずっと一定のところまで到達すれば、予防ではないんだけど重症化、重篤化を防ぐということが、様々な研究者、機関からも言われてきたところだと思うんです。日本は、今、非常に高い接種率です。しかし、日本とほぼ変わらない接種率の海外において、今、非常に感染者が急増しているということが報道もされてきております。だから、密を避ける、マスクを着用する、ワクチンを接種する。日本と、ヨーロッパの今、感染が増えているところでは、若干、そこそこの取組に違いはありますけども、非常に急増していると。海外との往来において、一定の制限、制約が緩和をされるということで、こうした状況が日本で起きない保証はないのかなと思っている一人なんです。だから、ワクチンの接種率、マスクの着用、これは非常に重要だと思うんだけど、そうした状況下においても起こるときには起こる、全国、国内に広がる可能性もあると思うんですが、今、ヨーロッパ各国で起きている事態、これについてはどのような見解をお持ちかちょっとお聞きしたいと思います。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** そもそも日本の感染拡大の時期というのは、欧米と比較して2～3か月遅く発生している。現在、特に、欧州のほうの発生がかなり厳しい状況にあるということになりますと、これが場合によっては2～3か月後に日本に来てもおかしくないというようなことが逆に言えると思います。

一つは、ワクチンのお話がありましたけども、ワクチンの接種率で言いますと、日本は対象年齢で言うと平均でももう8割を軽く超えているというような状況、これは欧米では見られない状況で、欧米では60%から70%というような状況でございます。したがって、その10%、20%の差が、集団免疫等を獲得するに至る要因になっていただければなということがあります。さらには、ワクチンの種類も欧米と日本では違ったりしておりますし、お隣の韓国も今、感染状況が非常に悪いんですが、こちらのほうも別なワクチンも打っているというような状況もありまして、一部のワクチンについては抗体の持続が日本主流のファイザー製よりも半分ぐらいで消えていくというようなお話もありますので、そういったことも場合によっては影響しているのかもしれない。

今、主流は世界的にはデルタ株ということになりますが、イギリスなどでは、いわゆるデルタ株の亜種が出てきておりまして、この亜種については、感染力の話はちょっと聞いておりませんが、症状が現れづらいということ、さらにはワクチンを打っているとさらにそれを助長するというところで、知らず知らずのうちに他の方にうつしてしまうというような特徴を持っているようです。これまで日本で感染拡大した際には、第4波についてはアルファ株、第5波についてはデルタ株ということで、新しい変異株が日本に入り込んできて、波を起こしているということも言われている状況にありますので、そういった部分の懸念もございます。

ワクチンの部分も含めまして、日本の接種率が集団免疫、一つの壁となってもらうことを期待しているところではありますが、一方で、先ほど申し上げたとおり、旭川市内で感染されている方はその8割近くがワクチンを打っていないという状況もありますので、まずは、打っていない方々には

やっぱり打っていただく、そして打った方については、3回目の接種を確実に進めていく、こういったもので守っていく必要があるのではないかなというふうに思います。欧米では、先行してワクチンを接種した結果、下がり方も非常によく、その後、経済を回そうということで一気に動かした経過があります。その結果、またこのような事態を招いているという状況がありますので、やはり経済対策、そしてコロナの感染対策、そういった部分は完全に片方を踏むというのではなくて、それを両方動かすようなことを踏まえながら、経済を動かすんでも、やはり感染管理、感染対策をしながら動かすというような手法を取りながら、一気にまた感染拡大にならないように努めていく必要があるものと考えております。我々も今のヨーロッパの例、あるいは韓国の例などを参考にしていかなきゃならないと思っておりますし、そういった部分で、今後、推移というか、そういったものを注視していく必要があるというふうに考えてございます。

**○小松委員** 長谷川対策監にもちょっと。

報告をいただきました表を見ると、1回目接種した割合が84.4%、2回目接種が終わった方が80.7%というふうになって、当初の見込みよりは上回っている状況。しかし、ただ一方、まだまだ未接種者が残されていて、今月、見られる感染は、未接種者の方々の割合が非常に高いということも報告されています。

まとめてお聞きしますが、一つは、1回目、2回目の接種をどういうふうに高めていくのか。また、体制は十分なのか、ワクチン量はしっかり確保できるのかということをお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

**○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監** ワクチン接種につきましては、今年3月から進めてきたところですが、当初、やはりワクチンの接種というのは非常に効果が高いということで、ワクチンの接種率が上がれば上がるほど、多分、コロナの感染の防止には寄与するものだと思いますし、当初、集団免疫という観点からいきますと、7割を超えるとそういう効果が非常に強く現れてくるとも考えておりましたが、今回のコロナの状況を見ますと、今もいろいろ御説明させていただいたんですけど、集団感染というよりも、やはり未接種の方を狙い打ちしているというような状況があるということで、非常にこの新型コロナウイルスというのは、やっぱりほかのウイルスの感染症とはまたちょっと違う、手ごわい相手だなというふうに思っております。

そこで、1、2回目のワクチン接種率も8割というのが当初の目標でしたけども、8割とは言わず、少しでも多くの方に接種していただくと。その接種した効果というのは、今までの統計、分析でも現れていますので、それを進めていきたいと思っております。ただ、8割まで来ますと、この後の方というのは、接種についていろいろ事情があつてなかなか受けられないですとか、ちょっと受けるのをためらわれているとか、いろいろな方がいます。もう一つの壁は、やはり強制できないということがありますので、そういった方々に根気よく周知、広報、御説明をしていくことが、まずは進めていかなければいけないことかなというふうに考えております。

まずは、今月いっぱいまで集団接種会場も予約なしで接種を受けられるというのも好評いただいたんですけど、薬剤師さんの相談コーナーというのも設けましたところ、結構な方が薬剤師さんに御相談されて、やはり副反応というのをすごく心配されていたと。薬剤師の先生に御相談された後、接種を受けた方がほとんどだということでもありますので、やはり一つ一つ、そういう心配なところというのは御説明しながら解消していく、少し地味なやり方かもしれませんが、そういうやり方

しかないのかなというふうに思っております。

そして、ワクチンの供給状況につきましても、今、上川総合振興局ですとか北海道庁とも連携しまして、やはり旭川の接種を増やしていきたいということはすごく理解していただいて、こういう時期に来ますと、各自治体で余っているという言い方はちょっとあれなんですけど、そういう自治体から旭川市に運んできていただいて、過不足なく接種できるように今準備をしております。3回目の接種につきましても、今のところ12月、1月分のワクチンは問題なく確保できることになっておりますので、今後も少しでも多く進めていきたいと思っておりますし、そういう不安を抱えている人に、少しでも気持ちが和らいで接種しようかなと考えてもらえるように地道に活動していきたいと思っております。

**○小松委員** これから、また寒い時期を迎えて、昨年心配されたのが、インフルエンザとこの新型コロナウイルスがダブルで流行した場合に、症状が同じなもんだから、外来対応がどうなるのかということが危惧されておりました。幸い、マスクの着用が功を奏したのか分かりませんが、昨年は、インフルエンザは極めて小さい数に絞り込むことができたということです。

それで、今年もこれから時期を迎えるということで、実は、市内の院長から私も相談を受けて初めて分かったんですが、今、インフルエンザのワクチンが不足しているという状況なんですね。昨年の2割減しか供給されないと。だから、始まって1～2週間でもうなくなって、それ以降、毎日、接種希望の連絡にお断りの説明をするのが非常にしんどいという報告を受けて、私も保健所に聞いたら、保健所は関係ないということが分かりました。あくまでも、医療機関と製薬会社との契約に基づいて行っているんだと。ただ、分かったのは、昨年の2割減です。厚労省も11月から12月にかけて供給していきますよということは公表しているんですね。ただ、2割減だということも分かりました。やっぱり新型コロナとの関係で、ワクチンは有効だという認識が相当広がってきている、深まってきているんで、インフルエンザも受けておこうという方がいるんですね。それに対応し切れていないというのが今の実情であるということが分かりました。

仮に、インフルエンザが流行すると、やっぱり発熱外来が非常に混乱をする、危惧するという事になるかと思っております。日本感染症学会も、昨年は心配したことにならなかったけども、今年は流行する可能性があるということを発表しています。南半球というか、アジアの亜熱帯地域で既にはやっていて、これが各国に持ち込まれる可能性があるということを言われています。だから、この後、発熱外来が相当混乱すると困るなというふうにも思っているんです。

ただ、ワクチンをどんどん広げるということになると、これは保健所の所管外ということになるんですが、最後に一言だけ浅利部長、発熱外来がインフルエンザの流行と合わさってしまう、第6波はいつ来るか分かりませんが、そうしたことも全くあり得ないことではないと考える一人なんですが、その辺をどういうふうに考えておられるのか、ちょっと最後に御答弁いただいて、終わりたいと思っております。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** インフルエンザについては、流行の度合いを計る方法として、その年の南半球の状況を見て、こっち系のインフルエンザがはやっているからこうだというような対処をこれまでもしてきているというふうに伺っております。今年、たまたま、ニュージーランドとかオーストラリアもそうだったと思うんですけど、ロックダウンしまして、要は、もう完全に封鎖をしたというような状況があつてか、南半球の一部の国では全然インフルエン

ザが出ていないという状況、つまり参考にならないという状況がつくられてしまったというのがまず一点。それと2点目に、多分、感染研なども含めて分析の中であるのは、昨年流行しなかったので免疫を持っていない人が多いということで、逆に言うと、そういったものが出始めると一気に来ちゃうんじゃないかという懸念があると。そのとおりでというふうに思っております。

昨年は、何が要因かは分かりませんが、たまたま流行しなかったわけでありませうけども、基本は、旭川市内の1次医療機関の発熱外来というのは、インフルエンザの流行期を見据えて発熱外来という体制を構築しようということで、昨年の11月からスタートしたという経過がありまして、それは続いていると。市内の発熱難民をつくらないというところの観点からやっている事業でありまして、そういった意味では、今後も1次医療機関の新型コロナで言う陽性者探知の部分、さらには医療機関で言うと、発熱者の対応、対処ということになるかと思えますけども、これはやはりしっかりやっていただくための部分については我々としても最大限支援をしていかなければならないというふうに思っております。予算的な話だけではなくて、例えば防御する資材、資源というものも、当然ながら配付をしていきたいというふうに思っております。

昨年と比較して、1次医療機関の発熱外来で普通にPCR検査や抗原検査を行うことについては、以前は、医師の判断が介入して、必要だと思われた患者のみという形でありましたが、その医師の判断がかなり緩くなっている現状があります。これはやはり、旭川市内でも新型コロナ感染者がこれだけ出ていたというような実績からだと思いますが、そういったいわゆる検査の部分について、行政検査にはなりますが、普通に発熱していれば、あるいはそういうような風邪に似たような症状があれば、やはり検査をしていただくように保健所としても働きかけをしまして、それが新型コロナなのか、インフルエンザなのか、あるいは普通の風邪なのか何なのかという判定を少なくともしやすい状況をつくっていく必要があるというふうに認識しておりますので、今後、医師会とも常にそういった協議は進めてまいりたいというふうに考えてございます。

**○佐藤委員長** 他に、委員の皆様から御発言ありますか。

**○室井委員** 今いろいろと、小松さんと浅利部長とのやり取りを聞かせていただいて、さんろく街から発生したというふうに思っていたものが、意外な形で、ゲノム検査で分かったということがありました。

2%というさんろくの臨時検体採取所での陽性率の結果を見ました。5名ということだったんですが、これはこれで一つの抑制にはつながったなという意味ではよかったんじゃないかなというふうに思っています。

ちょっと僕、一つだけお願いがあるんですが、さんろく街の経営者の方々は、これから年末にかけて、非常に不安であると。中には、カラオケが原因だというふうに思っていて、カラオケを中止にしているお店もある。また、カラオケをやらないことによってお客様が逃げるということで仕方なくやる等々、いろんな工夫を考えてやっつけらっしゃる。

11月末までで検体採取所を閉めるようなお話がさっきあったわけですが、旭川のいわゆるさんろく街にとって、飲食街と言ってもいいと思うんですが、一番の書き入れどきにPCRの検体採取所がなくなるというのはどうなのかなあというふうにも思います。経営者の安心材料としては一つあったんじゃないかというふうに思うので、これは、例えば年末ぐらいまでは何とか延長して頑張りたいという意向があるのかどうか、これだけお聞かせください。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 臨時の検体採取所を今運営しておりますけれども、実は一つ残念なことに、今お借りしている土地につきましては、公表はしておりませんが、地権者との打合せの中で、12月以降も引き続き借りるとしたらというお話を差し上げたところ、ちょっと難しい状況になっております。検体採取所という部分でありますので、正直言って、見てくれのいいものではなく、ある意味、迷惑施設みたいな形になりますので、その置く場所というものは十分に留めておかなければならないものというふうに考えております。現在の採取所も、実は別の場所で行おうとしていたんですが、地権者には了解いただいたんですが、周りの反対に遭いまして、今の場所に移ったという経過もございます。そういった部分で、どこでできるかということも含めて、ひとつ検討していかなければならないと思っております。

ただ、委員のおっしゃるとおり、逆に言うと、まさに陰性だったからうちは安全ですよというようなことも言っていただけることにもなりますので、年末までの採取所の運営というものについては、場所等も含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。ただ、実は、昨日もそうですし、一昨日もそうなんですが、非常に外が寒くなってきてまして、来て、唾液を出していただく、検査を受ける方々も大変なんですが、運営する側も結構大変でございまして、そういったことも踏まえまして、いい方法がないか、これは検討すべきことだと思っておりますし、一応、今週、明日、あさってぐらいまでの状況を見まして、その判断というものはしていきたいというふうに考えてございます。

○室井委員 発生拡大の大きな要因であるということは先ほどの質疑でよく分かりましたので、これは本当に一生懸命取り組んでいただきたいということを市長にもぜひお伝えください。

○佐藤委員長 他に、委員から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、管理型産業廃棄物最終処分場について、理事者から御報告願います。

○富岡環境部長 管理型産業廃棄物最終処分場について御報告いたします。

資料はございませんが、これまでも議会で御報告させていただいておりますとおり、本年1月に、振興公社が設置、運営する管理型産業廃棄物最終処分場の埋立て時期が、当初計画より早まる見込みであるとの報告を受けて以降、市内の産業廃棄物許可業者へのアンケート、業界団体からの要望、旭川市環境審議会からの意見具申などを踏まえながら、庁内関係部局会議において、様々な角度から本市における管理型産業廃棄物最終処分場の在り方を検討してまいりました。その結果、産業廃棄物の適正処理、また、地域経済の下支えなどの観点から、現在と同様の産廃処理体制が必要であること、公社以外の事業者については、今後10年以内で、市内に管理型最終処分場の設置計画はないといった状況を踏まえ、本年9月、振興公社に対し、管理型最終処分場設置に係る意向を確認し、引き続き設置、運営を担いたい旨の回答を受けましたことから、公社による管理型最終処分場の継続という市としての方向性を決定いたしました。

この方向性にに基づき、11月5日付で公社に対し、正式に管理型最終処分場の設置要請を行い、11月16日付で、公社から設置に向けた取組を進めていく旨の回答を得たところであります。なお、この回答において、実施に当たっては様々な課題があることから、本市に支援をお願いしたい

旨も示されておりまして、本市といたしましては、今後、公社と必要な支援について具体的な協議、検討を進め、次期管理型最終処分場の設置に向けて、公社とともに取組を進めてまいります。

以上、御報告いたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 次に、旭川市次期一般廃棄物最終処分場建設候補地の公募状況について、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 旭川市次期一般廃棄物最終処分場建設候補地の公募状況について御報告いたします。

特に資料はございませんが、先月4日の本常任委員会で御報告させていただいたとおり、次期一般廃棄物最終処分場の建設候補地の公募を10月11日から12月29日までの80日間の期間で実施しており、公募期間の半分が経過したところでございます。現在のところ、まだ応募の申請はございませんが、市といたしましては、建設候補地の公募について広くお知らせするため、市のホームページのトップページにあります注目情報に公募の情報を掲載するとともに、公募の資料を市庁舎、また各支所、公民館、住民センター、地区センターなどで配布しており、また、今月の市民広報誌「あさひばし」にも建設候補地の募集に関する記事を掲載するなど、周知に努めているところでございます。

公募期間であります12月29日までは残すところ1か月余りとなりましたが、再度、報道依頼を行うなど、今後とも周知に取り組んでまいります。

以上、御報告いたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 次に、旭川市気候変動適応計画(案)に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 旭川市気候変動適応計画(案)に対する意見提出手続の実施について、御報告いたします。

本計画は、平成30年12月に施行されました気候変動適応法第12条の規定に基づき、本市の地域特性を踏まえた地域気候変動適応計画として、地球温暖化を一因とする気候変動の影響による被害の回避、軽減を図るための取組、いわゆる適応策を推進することを目的に策定するものでございます。

次に、本計画案の概要について御説明をいたします。お手元の資料、旭川市気候変動適応計画(案)の概要版を御覧いただきたいと思います。本計画は、6つの章で構成されておりまして、資料1ページ及び2ページにあります第1章では、計画策定の背景、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsとの関係についての説明、本計画の計画期間等を定めております。第2章で、本市の地域特性、第3章で市民意識の把握、4ページからの第4章で本市の気候の長期変化と、本市や上川地方、道内の気候の将来予測データを整理しております。6ページからの第5章では、気候変動への適応を推進するため、3つの基本方針を掲げ、以下、農業や生態系への影響、豪雨災害、熱中症等の健康被害などの各分野、項目ごとに既存施策を含め、気候変動影響リスクを低減する適応策を取



りまとめ、8ページからの第6章では、その適応策の推進体制について整理をしております。

本計画につきましては、市政情報コーナーや各支所、公民館などで資料を配布し、市ホームページにより12月17日から来年1月31日までの期間で意見提出手続を実施する予定としております。なお、お寄せいただいた御意見等を踏まえて、必要な修正を行い、来年2月に予定しております環境審議会の審議を経て、翌月3月に本計画を策定する予定でございます。

以上、御報告いたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 次に、旭川市ヒグマ対策協議会について、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 旭川市ヒグマ対策協議会について御報告いたします。

資料はございませんが、近年、ヒグマの出没が増加し、特に今年は市街地に隣接する河川敷で出没が相次ぎましたことから、市街地での出没対策の強化を図ることなどを目的に、旭川市ヒグマ対策協議会を立ち上げることにいたしました。

本協議会の構成メンバーでございますが、ヒグマ対策の専門家としまして、酪農学園大学野生鳥獣管理学講師、伊藤哲治氏、ヒグマの会副会長、山本牧氏、北海道立総合研究機構、自然環境部生物多様性保全グループ研究主幹、釣賀一二三氏、関係団体として北海道猟友会旭川支部、関係機関として旭川開発建設部旭川河川事務所、北海道森林管理局上川中部森林管理署、北海道警察旭川方面本部地域課及び生活安全課、北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課及び本市環境部で構成いたしまして、市街地への出没対策の強化のほか、各関係機関の役割分担の明確化及び対応の迅速化などについて検討を進め、市民の安全、安心を図ることとしております。専門家の見解では、来年も今年と同様に市街地に隣接する河川敷にヒグマが出没する可能性が非常に高いというふうに伺っておりまして、まずは、来年度に向けた対策を万全に備えるための検討といたしまして、明日、11月26日に第1回の会議を開催することとしております。

今後は、本協議会を中心に、本市におけるヒグマ出没対策を進めていくこととなりますけれども、必要に応じ、協議会を開催いたしまして、各関係機関、専門家と連携しながら、その時々状況に応じた的確な対策に努めてまいりたいと考えております。なお、現在、美瑛川の両神橋上流河川敷の立入り制限をまだ継続している状況でございますが、降雪期に入ったということもございまして、明日の本協議会に諮りまして、早ければ、27日土曜日からでも立入り制限を解除してまいりたいというふうに考えております。

以上、御報告いたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前11時21分